

二 諸掛規程（明治四十年～昭和二十四年）

本項で扱う諸掛は以下のとおり。なおはじめの三つの掛の内容については別項で取り上げる。

邦楽調査掛 明治四十年十月
唱歌編纂掛 明治四十年十月
楽語調査掛 明治四十一年一月
管絃楽部規程 昭和四年十二月
音声研究部規程 昭和十一年十二月

本百年史第一巻の年譜にみられるように（七頁参照）、明治四十年十月に邦楽調査掛および唱歌編纂掛、翌四十一年一月には楽語調査掛が設置された。これにともない、明治四十年十月二十五日に唱歌編纂掛規程および邦楽調査掛規程が、また四十一年一月二十七日に楽語調査掛規程が定められた。

『明治四十年度學事年報』の「規程」の項は次のように記載されている。

明治四十年十月廿五日唱歌編纂掛規程及邦楽調査掛規程ヲ定ム唱歌編纂掛ハ唱歌集編纂ヲ目的トシ且下中學唱歌ノ材料トスベキ歌詞樂曲蒐集選擇中ナリ、邦楽調査掛ハ邦楽ノ調査及保存ヲ爲スヲ目的トシ各派専門ノ技術家ニ委嘱シテ平曲、一中、富本、清元、長唄等ニツキ調査攻究シツ、アリ、四十一年一月廿七日樂語調査掛規程ヲ定メ主トシテ本校教授上必要ナル音樂用語ノ調査翻譯ヲ目的トシ是亦參考書類ヲ蒐メ調査中ナリ

〔手書き〕

これら三つの掛の規程については初出である『東京音楽学校一覽 從明治四十一年至明治四十二年』より全文掲載し、以後、変更箇所を記すこととする。

明治四十一年～四十二年

『東京音楽学校一覽』の「第六 事務分掌」中、「二 邦楽調査掛規程」「三 唱歌編纂掛規程」および「四 樂語調査掛規程」を掲載する。

「一 事務幹部規程」と「五 事務分課規程」は省略する。

二 邦楽調査掛規程

- 第一條 本校ニ邦楽調査掛ヲ置キ専ラ邦楽ノ調査及保存ヲ爲ス
 - 第二條 邦楽調査掛ニ主事一名ヲ置キ調査ニ關スル一切ノ事務ヲ整理ス主事ハ本校教授ノ中ヨリ之ヲ命ス
 - 第三條 邦楽調査掛ニ調査員若干名調査補助員若干名ヲ置キ調査員ハ本校職員ノ中ヨリ調査補助員ハ本校職員又ハ其他ヨリ之ヲ命ス
 - 第四條 邦楽調査掛ニ書記一名ヲ置キ本校書記ノ中ヨリ之ヲ命ス書記ハ主事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
 - 第五條 邦楽調査掛ニ囑託員若干名ヲ置ク
 - 第六條 主事ハ毎年度ノ成績ヲ校長ニ報告ス
- ### 三 唱歌編纂掛規程
- 第一條 本校ニ唱歌編纂掛ヲ置キ唱歌集ノ編纂ヲ爲ス
 - 第二條 唱歌編纂掛ニ主事一人ヲ置キ本校職員中ヨリ之ヲ命ス主事ハ唱歌編纂ニ關スル一切ノ事務ヲ整理ス
 - 第三條 唱歌編纂掛ニ唱歌編纂員若干人ヲ置キ本校職員中ヨリ之ヲ

命ス

唱歌編纂員ハ歌曲ノ調査及選定ニ従事ス

第四條 唱歌編纂掛ニ書記一人ヲ置キ本校職員中ヨリ之ヲ命ス

書記ハ主事ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第五條 主事ハ毎年度ノ成績ヲ校長ニ報告ス

四 樂語調査掛規程

第一條 本校ニ樂語調査掛ヲ置キ音樂ニ關スル用語ヲ調査ス

第二條 樂語調査掛ニ主事一人ヲ置キ本校職員中ヨリ之ヲ命ス

主事ハ樂語調査ニ關スル一切ノ事務ヲ整理ス

第三條 樂語調査掛ニ調査員若干人ヲ置キ本校職員中ヨリ之ヲ命ス

調査員ハ樂語ノ撰定、解釋並ニ翻譯ニ従事ス

第四條 樂語調査掛ニ書記一人ヲ置キ本校職員中ヨリ之ヲ命ス

書記ハ主事ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

『明治四十一年度東京音樂學校學事年報』（明治四十二年五月二十日
起案）の「概況」の項には、唱歌編纂および邦樂調査について次のよう
に記述されている。

前年度ヨリ編纂中ニ係ル中等唱歌ハ本務ノ傍ラ到底完成スル能ハ
ザルヲ以テ關係者一同暑中休暇ヲ廢シテ編纂ニ従事シ第一編ヲ脱稿
シ文部省ニ提出シテ其交付ヲ受ケタリ仍テ本校ニ於テ著作權ヲ有シ
出版スルコト、引續第二編ノ編纂ニ着手シ歌曲調査中ナリ復タ邦樂
ノ調査ハ前年度ニ着手シタル平曲、一中、富本、清元、長唄ノ外更
ニ謠曲河東節ヲ加ヘタリ

〔手書き〕

明治四十二年〜四十三年

「四十二年三月六日邦樂調査掛規定ヲ改正シテ掛長ヲ置キ更ニ書記一
名ヲ増員シタリ」（『明治四十一年度東京音樂學校學事年報』「規程」の
項）

四十二年の「邦樂調査掛規程」を前年と比較すると、第一条は変更な
し、前年の第三条は内容はそのまま第四条に移行している。全六条を
挙げる。

二 邦樂調査掛規程

第一條 本校ニ邦樂調査掛ヲ置キ專ラ邦樂ノ調査及保存ヲ爲ス

第二條 邦樂調査掛ニ掛長一名ヲ置キ一切ノ事務ヲ統轄ス掛長ハ學
校長トス

第三條 邦樂調査掛ニ主事一名ヲ置キ掛長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ整理
ス主事ハ本校教授ノ中ヨリ之ヲ命ス

第四條 邦樂調査掛ニ調査員若干名調査補助員若干名ヲ置キ調査員
ハ本校職員ノ中ヨリ調査補助員ハ本校職員又ハ其他ヨリ之ヲ命ス

第五條 邦樂調査掛ニ書記二名ヲ置キ本校書記ノ中ヨリ之ヲ命ス

書記ハ掛長又ハ主事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第六條 邦樂調査掛ニ屬託員若干名ヲ置ク

「唱歌編纂掛規程」および「樂語調査掛規程」は前年に同じ。
なお四十二年の邦樂調査の概要については、一に引用した『明治四
十二年度東京音樂學校學事年報』の「概況」に記されている。

大正二年〜三年

「樂語調査掛規程」に第五条が加わる。これについては一の「大正二年〜三年」および前年度『學事年報』参照。

第五條 樂語調査掛ニ囑託員若干人ヲ置ク

〔東京音樂學校一覽 從大正二年至大正三年〕六五頁

大正十三年〜十四年

「唱歌編纂掛規程」中第五条が削除され、第四条までとなる。第五条については本項の「明治四十一年〜四十二年」参照。

昭和五年〜六年

昭和四年十二月に制定された「管絃樂部規程」は、翌五年八月に改正が加えられた。

昭和四年十二月 新ニ管絃樂部規程ヲ制定ス

昭和五年 八月 管絃樂部規程中新ニ部長ヲ置クコトニ改メ

〔東京音樂學校一覽 從昭和五年至昭和六年〕一九〜二〇頁

昭和四年十二月に制定されたこの規程は前掲書に初出となるが、同書は昭和五年十一月二十五日印刷であり、このため八月に改正された形で掲載されている。

この年より『東京音樂學校一覽』の「第十一」は以下の五項目から構成される。

第十一 諸掛規程

一 管絃樂部規程

- 二 邦樂調査掛規程
- 三 唱歌編纂掛規程
- 四 樂語調査掛規程
- 五 事務分課規程

第十一 諸掛規程

一、管絃樂部規程

第一條 本校ニ管絃樂部ヲ置ク

管絃樂部ハ管絃樂ヲ研究シ且其ノ普及ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 管絃樂部ハ部長一名樂長一名部員若干名ヲ以テ組織ス

部長、樂長及部員ハ本校ノ教官、講師、囑託及其ノ他適當ノ者ニ

就キ學校長之ヲ依囑ス

學校長ハ本校生徒ニシテ技術ノ實習上必要アリト認ムル者ニ對シ

特ニ詮議ノ上部員ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 管絃樂部ハ學校長ノ命ヲ承ケテ部長之ヲ監督ス

第四條 管絃樂部ハ每週概ネ四時間以上管絃樂ノ練習ヲ行フ

第五條 管絃樂部ハ毎年二回以上演奏會ヲ公開ス但シ入場料ヲ徴ス

ルコトアルヘシ

第六條 學校長ハ管絃樂部ヲシテ各種團體其ノ他ノ招聘ニ應シ演奏

ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第七條 部長、樂長及部員ニハ手當ヲ給スルコトアルヘシ但シ本校

職員及生徒ニシテ部長、樂長又ハ部員タル者ヲ除ク

第八條 本校生徒ニシテ部員タル者ニハ獎勵金ヲ給スルコトアルヘ

シ

〔東京音樂學校一覽 自昭和五年至昭和六年〕九三〜九四頁

昭和八年〜九年

規程の改正はないが、当年度より『東京音楽學校一覽』の「第八書式」が削除されたため、「第九」以降が繰り上がり「第十 諸掛規程」となる。

昭和十一年〜十二年

昭和十一年十二月、新たに「音聲研究部規程及細則」が制定、施行された。また十二年二月には、「邦樂調査掛規程」の改正が行われている。これらの資料を掲載する。

音庶第一八七號

音樂研究部規程制定ノ件上申

歐米諸國ニ於テハ各其ノ國語ニ依ル唱歌法ニ關シ精深ナル研究ヲ遂ケ各國共夫々合理的ノ規準ヲ有シ之ニ基キ音樂教育ヲ施シ居リ候處我カ國ニ於テハ國語唱歌法ニ關シ一定ノ規準ヲ有セサルヲ以テ小學校ヲ初メ中等諸學校等唱歌授業ノ實際ハ各教師其ノ軌ヲ異ニシ根據乏シク從テ其ノ連絡及統制ヲ缺キ延テハ我國音樂ノ進歩ヲ妨クルコト頗ル大ナルモノ有之右ハ該教育上ノ一大缺陷タルコトヲ認ムル次第二御座候仍テ今回別紙規程ニ依リ本校ニ音聲研究部ヲ設置シ國語ノ發聲法、唱歌法等ニ就キ科學的合理的ノ研究ヲ行ヒ以テ我國唱歌教授法ノ改善ヲ期シ之カ指導ヲ行ヒ度此段及上申候也

追テ音聲研究部ノ設置ハ經費豫算ニ關係無之申添候

昭和十一年十月廿七日

東京音楽學校長 乗杉嘉壽印

文部大臣 平生鈞三郎 殿

音聲研究部規程(案)

第一條 本校ニ音聲研究部ヲ置キ音聲一般特ニ國語發音ニ關スル研究及指導ヲ行フ

第二條 音聲研究部ニ部長一名、部員若干名ヲ置ク

部長及部員ハ本校ノ教官及其ノ他適當ノ者ニ就キ學校長之ヲ命シ又ハ之ヲ依囑ス

第三條 部長ハ學校長ノ命ヲ承ケ部ニ關スル一切ノ事務ヲ整理ス

第四條 部員相互ノ聯絡ヲ圖リ併セテ部長ヲ補佐スル爲委員ヲ置ク

委員ハ部員中ヨリ學校長之ヲ命ス

第五條 部ニ屬スル庶務ヲ處理セシムル爲事務委員一名及書記若干名ヲ置ク

事務委員及書記ハ學校長之ヲ命ス

第六條 本規程施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム (和文タイプ)

東音專一七號 裁決定12月5日 發送12月7日

昭和十一年十一月三十日起案

東京音楽學校音聲研究部規程制定ノ件

指令案

東京音楽學校

昭和十一年十月二十一日付音庶第一八七號音聲研究部規程制定ノ件

許可ス

文部大臣

年月日

(手書き)

(東京音楽學校規則 第二册)

『東京音楽學校一覽 自昭和十一年至昭和十二年』より「音聲研究部規程」を載せる。十一年度より「第十 諸掛規程」の「二」にこの規程が入り、全体で六つの規程より構成されることとなる。

二、音聲研究部規程

[第一条〜第六条は前出の「音庶第一八七號」中の案と同様]

音聲研究部細則

- 一、 部員ヲ分チテ常務部員及普通部員トス
- 二、 委員及事務委員ハ常務部員中ニ就キ之ヲ命ス
- 三、 毎月一回以上部會ヲ開催ス部會ノ種類左ノ如シ但シ便宜ニ種以上合併開催スルコトアルヘシ

- 1 例 會 協議及報告等ヲ行フ
- 2 研究發表會 部員ノ研究發表ヲ行フ
- 3 共同研究會 音樂ニ關スル内外圖書ノ紹介並批評、歌曲ノ唱ヒ方及時事問題等ノ研究ヲ行フ
- 4 講演 會 音樂ニ關スル講演及演奏ヲ聴取シ且之ニ關スル研究ヲ行フ
- 5 其他ノ部會 其ノ他部ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ

部員ハ部會ニ出席スヘキモノトシ特ニ常務部員ハ病氣其ノ他避ケ

得サル事故ナキ限り缺席スルコトヲ得ス

- 四、 研究ノ便宜上必要ニ應シ臨時ニ分科研究會ヲ設ク
分科研究會員ハ部員中ニ就キ部長之ヲ指名シ其ノ互選ニ依リテ主任ヲ置ク
- 五、 毎年一回以上「東京音楽學校音聲研究部紀要」ヲ發行シ研究事項ヲ公表ス

六、 部ニ左ノ掛ヲ置キ委員之ヲ分擔ス

- 1 例 會 掛 2 研究發表會掛
- 3 共同研究會掛 4 講演 會 掛
- 5 紀要編纂掛

(東京音楽學校一覽 自昭和十一年至昭和十二年「八一〜八三頁)

邦樂調査掛規程の改正前の全六条については「明治四十二年〜四十三年」参照。改正後の全四条は「東京音楽學校一覽 自昭和十一年至昭和十二年」八三〜八四頁に見ることが出来る。

音庶第二七號

邦樂調査掛規程改正ノ件上申

本校邦樂調査掛ハ明治四十年十月之ヲ設置シ同四十二年三月規程ヲ改正シ爾來今日ニ及ヒ其ノ調査ハ一應結了致候處本年度ヨリ本校ノ學科ニ邦樂科ヲ新設相成リタル事情モ有之更ニ右調査ノ擴充ヲ期スル必要相生シ候ニ付テハ別紙ノ通り該規程ヲ改正實施致度候間御許可相成度此段及上申候也

追テ本改正ハ經費豫算ニ關係無之申添候

昭和十二年一月廿九日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽 印

文部大臣 平生 釦 三郎 殿

東音專四號 裁決定2月12日 發送2月12日

昭和十二年二月五日起案

邦樂調查掛規程改正ノ件

指 令 案

東京音樂學校

邦樂調查掛規程改正案

第一條 本校ニ邦樂調查掛ヲ置キ邦樂ニ關スル調査研究及保存ヲ爲

ス

第二條 邦樂調查掛ニ主事一人、調査員、調査囑託員及書記各若干

名ヲ置ク

主事、調査員及書記ハ本校職員中ヨリ、調査囑託員ハ適當ノ者ニ

就キ學校長之ヲ命シ又ハ之ヲ囑託ス

第三條 主事ハ學校長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ統理ス

調査員及調査囑託員ハ主事ノ指揮ヲ承ケテ調査研究及保存ニ從事

ス

書記ハ主事ノ指揮ヲ承ケテ庶務ニ従事ス

第四條 本規程ノ實施上必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ム

記

改正ノ要項左ノ如シ

一、學校長ヲ掛長トスルハ其ノ必要ナキニ付之ヲ削ル

二、調査補助員ハ現ニ之ヲ置カスマタ其ノ必要ナキニ付之ヲ削ル

三、其他字句ノ訂正條文ノ整理ヲ行フ

(和文タイプ)

(東京音樂學校規則 第二册)

昭和十二年一月二十九日音庶第二七號申請邦樂調查掛規程改正ノ件
許可ス

年 月 日

文 部 大 臣

備考

一、改正ノ要項新舊對照表別紙參照

一、改正規程ノ施行期日ハ許可當日トス(學校申出)

一、新ナル豫算關係ナシ

(手書き)

昭和十二年一、二月頃の音声研究部の活動内容を示す資料として以下の文書を掲げておく。

委員會ニ於テ決定セル進行方針

一、部會開催日ニ關スル方針。——當分ノ間毎月二回、第一及第三

金曜日午後六時半ヨリ約二時間、分教場ニ於テ開催ス。

二、部會ニ關スル方針。——

(a) 共同研究會。——既ニ出來セル分類表ヨリ同種問題ヲ編纂

報告シ共同研究ニ移ス。

分岐的研究ヲ要スルテーマアル場合ハ分科研究会ニ移シ研究セシム。又他方面ノ意見ヲ徵スベキ必要ヲ生ジタル場合ハ臨機ノ所置ヲトルコト。

(b) 講演會。——未ダ研究發表ノ時期ニ至ラザル爲、部員中ニ於テ既ニ研究セシ問題ニ關シ講演ヲ求メ、コレヲ聴取研究ス。(例ヘバ音聲學方面ノ研究等)

三、テーマノ持寄ニ關スル方針。——聲樂(邦樂ヲモ含メテ)教授上及歌唱上ノ疑問点、其他部ノ目的ヲ達スルニ必要ナル研究テーマヲ持寄り研究、解決スルコト。

四、研究公表ニ關スル方針。——研究ノ結果ハソノ都度編纂シパンフレット(研究ニ當リシ部員ノ姓名ヲ明記ス)ヲ發行ス。更ニコレヲ絡メテ紀要トスルコト。

委員分擔

例會掛 妹尾、齋藤
研究發表掛 颯田、木下、城多、橋本
共同研究掛 下總、梁田、城多、橋本
講演掛 妹尾
紀要編纂掛 風卷、妹尾

一、部會に御缺席の際は學校長宛缺席届を御提出願ひます。

尙右届出用紙は本校教務課、分教場事務室に備付けあります。

一、部會は大體その月の第一及第三金曜日午後六時半から二時間分教場に於て開催致します故(時間は厳守致します)御豫定置き

願ひます。

一、次回部會プログラムは豫め御通知しますから、研究題に就き御意見をお纏め置きの上部會席上でどしどし御發表願ひます。

昭和十二年一月二十七日

東京音楽學校音聲研究部

部員各位

御通知

一、二月ノ部會開催日

二月五日(第一金曜日)午後六時三十分

二月十九日(第三金曜日)同上

一、第二回部會(二月五日開催)順序

一、講演

(イ)「鼻音に就て」

澤崎定之氏

(ロ)「謠曲に於る鼻音の取扱方」

藤波重男氏

(ハ)「長唄に於る鼻音の取扱方」

石村義一氏

(ニ)「箏曲に於る鼻音の取扱方」

中能島欣一氏

(ホ)「鼻音の發音學的分類法」

颯田琴次氏

(ヘ)「鼻音の整理」

城多又兵衛氏

二、研究題

「鼻音」

報告

由來國語に關する問題は多種多様で既に大分以前より文部省に國

語調査機關があり最近内閣直屬の國語統制機關も設けられた。一方國語教育に於ては東京山手に日常使用さる、言葉の發音やアクセントに標準をおき之に統一しやうとする運動が盛に行はれ着々その實績を擧げつゝあるが、然し「如何に歌ふべきか」といふ事に至つては、話聲としての所謂標準語が直に歌聲としてそのまゝ、役立つ譯でなく、その爲小學校に於ける唱歌教授上（それが意識的なりや否やにかゝらず）その基準をどこにおくべきかに就て迷つてゐるのが乍遺憾現狀である。國語の問題も歌聲に關する限り當然本校が何とか解決すべき責任のある大きな問題の一つであらう。

數年前學校長よりこの問題につき颯田、その他の諸氏に計り大體左記の通り之に對する研究の目的、研究範圍、方法等を定め研究を開始せよとの事で當時假に「日本音聲研究會」の名を以て生れた。

目的 我が音樂教育上乃至將來の日本聲樂の基礎となるべき國語發音上の普遍妥當的基準を樹立する事。之に附隨して研究の結果を發表し且つそれに基づく實際的指導。

範圍 音樂と結び付いた場合の國語の取扱ひ即ち音樂に立脚した國語研究に限定。（範圍を限定しても關連する面が非常に多い。）

方法 法 差當り唱歌したり教授したりの經驗の多い聲樂部關係諸氏の協力を得て歌曲に對する種々の意見なり難點なりを持ち寄り問題を蒐集し、之に就て意見を交しその上邦樂、洋樂、科學等各方面の意見を徴して之を批判組織しその結果を具體的にまとめ上げる事。

研究經過 手始に文部省新訂尋常小學唱歌を研究資料として選び

聲樂、音聲學、作曲等關係諸氏の協力によつて全六卷百六十二歌曲を逐次研究検討し約數千ヶ所に就て一應の検討を終る。記録は主として城多、橋本兩君が當り。一面から見分表を作つた。

結 言 此の經驗によると、意見の一致を見たものもあるが論議がつきず遂に對立したまゝ、記録に残した問題がかなり澤山ある。今後之の整理によつてそれ／＼問題の性質も自ら明らかになつてくるのではなからうかと考へられる。然しこゝいつた仕事は一朝一夕に解決されるものでなく従つて今日までの研究はいはゞその緒についたばかりで本格的に多岐に互つての研究は之からの大事業と思ふ。

委員 一同

〔手書き〕（附屬圖書館藏 茶箱東音文書21-1 『音聲研究部關係書類』）

昭和十三年〜十四年

十三年九月、樂語調査促進のため樂語調査掛職員を新たに任命した。

『東京音樂學校一覽』に記載された名前を掲げる。

第十二 職員

（一〜八省略）

九、樂語調査掛

主事	助教	橋本國彦
調査員	教授	高折宮次

同	同	川上淳
同	同	澤崎定之
調査員	教授	平井保三
同	同	遠藤宏
同	同	妹尾幹
同	助教授	細川碧
同	同	下總覺三
同	同	城多又兵衛
書記	同	吉田辰雄

(東京音楽學校一覽 自昭和十三年至昭和十四年「三三」(三十四頁))

昭和十四年～十五年

十四年十二月「音聲研究部細則ヲ改正ス」(東京音楽學校一覽 補遺 自昭和十四年至昭和十五年「沿革略」三頁)となっている。十四年十二月以降の細則は、同『自昭和十六年至昭和十七年』において初めて確認することができる。しかしこれを本項「昭和十一年～十二年」に前掲のものと比較しても両者に違いはみとめられず、具体的な改正内容を知る手はかりは得られなかった。

昭和十五年～二十四年三月

昭和十八年三月に発行された『東京音楽學校一覽 自昭和十六年至昭和十七年』まで、諸掛規程に関する改正が行われた記録はない。戦況の激化にともない、『一覽』は発行されず、諸掛の活動を支える人々が集まりをもつこと自体不可能になり、活動もそのまま立ち消えとなった。音声研究部部員は『東京音楽學校一覽 自昭和十五年至昭和十六年』では総勢四十名を擁するが、十六年九月十一日付で三十名が部員を解か

れた。また数名の異動があり、同『自昭和十六年至昭和十七年』では十名に縮小されている。

三 諸規程、細則、雑則

本項において取り上げる規則類は、掲載順に以下のとおりである。

- 官費生募集規程 儀式次第 生徒心得細則 寄宿舎規則 圖書貸付規則
- 樂器貸付規則 奏樂堂貸付規則 非常心得 入學志願者心得 甲種師範科生徒學費支給細則 東京音楽學校甲種師範科卒業生服務規則 能樂囃子生徒養成規程 生徒獎勵金給與規程 樂器使用規則 選科規程 聽講生規程 委託生規程 教授會規程 評議員會規程 擔任教官規程 生徒心得大綱 生徒總代規程 物品會計規程細則 職員服務規程 文書處理規程 東京音楽學校學友會規則 生徒服制 文書整理規程 東京音楽學校防空規程 防空實施要項 非常變災處置法 東京音楽學校報國團規程 團友規則

明治四十二年～四十三年

第五 官費生募集規程

第一條 甲種師範科官費生ハ師範學校中學校又ハ修業年限四ヶ年以
上ノ高等女學校ヲ卒業シ身體健全品行方正ナル者ニシテ地方長官
ノ薦學シタル者ノ中ヨリ試験ニヨリテ撰拔ス
前項師範學校中學校高等女學校生徒ニシテ當該學校長ニ於テ本校
ノ入學期以前ニ卒業スベシト認メタル者ハ當該學校卒業生ニ準ス
在學中平時ニアリテ兵役ニ服スベキ者及夫ヲ有スル者ハ入學ヲ許
サズ

第二條 甲種師範科官費生ノ募集ハ學校長ヨリ地方長官ニ通知ス